

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（DX推進事業）事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付要綱（令和5年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき交付する補助金のうちDX推進事業について、補助金の交付等に関する細則を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 水産加工事業者 水産物を原料とする食料品製造業等を営む個人又は法人、水産加工業協同組合及び水産物を原料とする食料品製造業等を営む個人又は法人のみで構成される事業協同組合をいう。
- (2) 沿岸市町村 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町をいう。
- (3) デジタルトランスフォーメーション 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

3 補助要件

要綱第1の知事があらかじめ定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 沿岸市町村に事業所がある水産加工事業者で、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進により、付加価値額を年率3パーセント以上又は従業員への給与支給額を年率1.5パーセント以上増加させる事業計画を策定する者であること。
- (2) 補助金の交付を申請しようとする設備投資を対象とした国又は岩手県が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。
- (3) 補助金の交付を申請する過去3年間に補助金の不正受給を行ったことがないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (5) 役員等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないと認められること又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していないと認められること。

4 事業計画の応募

補助金の活用を希望する水産加工事業者は、別に定める期限までに次に定める事項を記載した事業計画説明書及び過去3年分の決算書（法人事業概況説明書又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書及び製造原価報告書をいう。以下同じ。）を県に提出するものとする。

- (1) 事業者の概要
- (2) 補助事業の概要
- (3) 事業者の現状と課題
- (4) 補助金活用工程・部門の現状と課題
- (5) 具体的な取組内容及び経費
- (6) 取組により得られる効果

- (7) 収支計画及び付加価値額又は従業員への給与支給額の増加計画
- (8) 取組内容に対する外部評価の有無及びその内容

5 付加価値額の増加計画

4(7)に規定する付加価値額の増加計画の記載に当たっては、次に定める方法により算定を行うものとする。

- (1) 対象は、事業者全体の付加価値額とする。
- (2) 付加価値額は、営業利益、人件費及び減価償却費を足したものとする。
- (3) 人件費は以下を足したものとする。

ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。）

イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ

ウ 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用

ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出することとする。

- (4) 付加価値額の増加率は、事業実施年度（補助事業終了月の属する決算年度）の翌年度の付加価値額が事業実施年度の付加価値額に対して3パーセント以上向上していることとする。

6 従業員への給与支給額の増加計画

4(7)に規定する従業員への給与支給額の増加計画の記載に当たっては、次に定める方法により算定を行うものとする。

- (1) 対象者は、全従業員とする。ただし、補助金活用工程・部門が他の工程・部門と明確に区分できる場合には、補助金活用工程・部門に係る従業員のみを対象とすることができる。
- (2) 給与支給額は、給料、賃金、賞与及び役員報酬（これらに相当する別の名称のものを含む。）を足したものと、福利厚生費、法定福利費及び退職金は含まないものとする。
- (3) 給与支給額の増加率は、事業実施年度（補助事業終了月の属する決算年度）の翌年度の給与支給額が事業実施年度の給与支給額に対して1.5パーセント以上向上していることとする。この場合において、給与支給額については、対象従業員1人当たりの給与支給額又は対象従業員への支給総額を用いることとする。

7 事業計画の審査及び選定

応募のあった事業計画説明書については、別に定める補助金審査会において審査し、県は、その審査内容に基づいて採用する事業計画を選定する。

8 事前協議

- (1) 選定された事業計画説明書を作成した水産加工事業者は、あらかじめ事業計画書を市町村に提出するものとする。
- (2) 市町村は、(1)の事業計画書を承認し補助金の内示をしようとする場合には、あらかじめ事業計画協議書（様式第1号）により県に協議するものとする。
- (3) 県は、(2)の協議を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の内示（様式第2号）を行う。

9 事前着手

- (1) 水産加工事業者は、8(2)の内示を受けた場合において補助金交付決定(契約)前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ市町村の承認を受けるものとする。
- (2) 市町村は、(1)の承認をしようとする場合には、あらかじめ事前着手承認協議書(様式第3号)により県に協議するものとする。
- (3) 県は、(2)の協議を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、事前着手承認通知書(様式第4号)により当該市町村に通知するものとする。

10 水産加工事業者の補助金交付申請

選定された事業計画を作成した水産加工事業者は、8(2)の内示に基づき市町村に対し補助金の交付を申請するものとする。

11 市町村の補助金交付申請

市町村は、10により水産加工事業者から補助金交付申請書を受理したときは、その申請を受理した日から30日以内に、県に対して補助金の交付申請をするものとする。

12 市町村に対する補助金の交付決定

県は、11により市町村から補助金交付申請書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

13 事業の内容の変更等

- (1) 補助対象事業者(市町村から補助金交付決定を受けた水産加工事業者をいう。以下同じ。)が事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、市町村の定めるところにより、あらかじめ市町村の承認を受けるものとする。
- (2) 変更しようとする事業の内容が事業費の20パーセント以内の増減であるものについては、変更の承認を要しないものとする。

14 実績報告

- (1) 補助対象事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、要綱に定める書類及び19に定める書類を添えて市町村に提出するものとする。
- (2) 市町村は、補助対象事業者から(1)の書類を受領した場合、県に提出するものとする。

15 補助金の額の確定等

- (1) 市町村は、14(1)の報告を受けた場合には、速やかに完了検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知する。
- (2) 市町村は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- (3) (2)の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

16 補助金交付決定の取消し

- (1) 市町村は、補助対象事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
 - ア 3(1)から(5)までに規定する要件を欠くに至ったとき。
 - イ この要領又は市町村が定める規定に違反する行為があったとき。
 - ウ 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 県は、補助対象事業者に関して(1)に掲げる事実があると認めるときは、市町村に対して、当該市町村が行った補助金の交付の決定の取消しを求めることができるものとする。
- (3) 市町村は、(1)により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに県に報告するものとする。
- (4) 県は、(3)による報告を受けたときは、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すものとする。
- (5) 県は、(4)により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (6) 15(3)の規定は、(5)の規定による返還について準用する。

17 実施状況の報告

- (1) 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後3年間、決算期の末日から3か月以内に、事業の実施状況を市町村に報告しなければならない。
- (2) 市町村は、補助対象事業者の事業終了後3年間、(1)の報告等に基づき、補助対象事業者の事業の実施状況を県に報告するものとする。
- (3) 県は、補助対象事業者の付加価値額又は従業員への給与支給額の増加率が計画を下回ったとき、補助対象事業者が事業の実施状況を報告しないとき、その他の事業の実施状況が補助金の交付の目的に適合していないと認めるときは、市町村及び補助対象事業者と協議の上、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (4) 15(3)の規定は、(3)の規定に基づく返還について準用する。

18 指示事項の遵守

- (1) 補助対象事業者は、市町村が事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けようとする市町村は、県が補助対象事業者の事業実施状況の報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

19 提出書類

(1) 要綱別表第2の知事が必要と認める書類及び提出期日は、次のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	提出期日
(1) 補助金交付申請時 ア 事業費内訳書 イ 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（設計図書、見積書等の写し） ウ 事業計画説明書 エ 誓約書 オ 事業所の位置図 カ 事業所の写真 キ その他参考となる資料	第5号 任 意 第6号 第7号 任 意	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	11のとおり
(2) 変更（中止、廃止）承認申請時 ア 変更（中止、廃止）の理由書 イ (1)の提出書類中変更に係るもの（中止、廃止の場合は不要）	任 意	1部 1部	要綱別表第2のとおり
(3) 補助金請求時 ア 事業費内訳書 イ 事業者への補助金の交付を証明する書類 ウ 契約書、請求書等の写し エ 支払完了を証する書類（領収書、金融機関利用明細書等の写し） オ 事業実施箇所の平面図 カ 購入備品の写真 キ その他参考となる資料	第5号 任 意	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	事業完了後30日以内又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

(2) 4、8及び17に定める書類及び提出期限は、次のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	提出期日
(1) 事業計画の応募時 ア 事業計画説明書 イ 過去3年分の決算書	第6号 任 意	1部 1部	別に定める
(2) 事前協議時 ア 事業計画協議書 イ 事業計画書 ウ 収支予算書 エ 事業費内訳書 オ 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（設計図書、見積書等の写し） カ 事業所の位置図 キ 事業所の写真 ク その他参考となる資料	第1号 要綱様式第2号 要綱様式第3号 第5号 任 意	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
(3) 事業実施状況の報告時 ア 事業実施状況報告書 イ 決算書	第8号 任 意	1部 1部	決算期の末日から3か月以内

20 委任

この要領に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（8関係）

第 号
年 月 日

岩手県復興防災部復興くらし再建課総括課長 様

市町村事務担当課長

事業計画協議書

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、下記のとおり事業計画書の提出があったので、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（DX推進事業）事務取扱要領8（2）の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。

記

- 1 水産加工事業者名
- 2 補助金交付申請予定額 金 円
- 3 事業計画書（要綱様式第2号）
- 4 収支予算書（要綱様式第3号）
- 5 事業費内訳書（様式第5号）
- 6 水産加工事業者から提出された事業計画書の写し

（A4）

様式第2号（8関係）

第 号
年 月 日

市町村事務担当課長 様

岩手県復興防災部復興くらし再建課総括課長

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金の内示について

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、次のとおり内示します。

なお、補助金交付申請書の提出期限を 年 月 日と定めたので、適切に処理するようお願いいたします。

記

市町村補助事業				県補助金内示額
補助事業を行う事業者	区分	補助事業に要する経費	市町村補助予定額 (県補助対象事業費)	

（A4）

様式第3号（9関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

事前着手承認協議書

年 月 日付け 第 号で内示を受けた沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、下記のとおり事前着手の承認の申請があったので、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（DX推進事業）事務取扱要領9（2）の規定により協議します。

記

- 1 事業名
- 2 水産加工事業者 所在地
名 称
- 3 事業の実施場所 所在地
名 称
- 4 事業費
- 5 着手予定年月日
- 6 完了予定年月日
- 7 事前着手を必要とする理由

(A4)

様式第4号（9関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

岩手県知事

事前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で協議のあった事前着手について承認したので、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（DX推進事業）事務取扱要領9（3）の規定により通知します。

(A4)

事業費内訳書

1 水産加工事業者の概要		3 補助事業に要する経費			
事業者名		区 分	費 目	金 額 (円)	備 考
住所及び 代表者職・氏名		補助対象 事業費			
業種及び 主な製造品目			小 計		
資本金		補助対象外 事業費			
			小 計		
		総事業費			
2 補助事業の内容		4 市町村補助金額			
事業の実施場所		区 分	金 額 (円)	備 考	
事業期間		総事業費 (A)			
		補助対象事業費 (B)			
		補助率 (C)			
		補助限度額 (D)			
		市町村補助金額			

注 水産加工事業者から提出のあった申請書や報告書等の写しを添付すること。

様式第6-1号(19関係)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

事業者名
代表者職・氏名

事業計画説明書等の提出について

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金(DX推進事業)に係る事業計画説明書等を、次のとおり関係書類を添えて提出します。

- 1 事業計画説明書
- 2 過去3年分の決算書類

(A4)

事業計画説明書

1 事業者概要				
事業者名				
代表者	職・氏名			
事業所の所在地等	所在地			
	電話	()	FAX	()
設立登記年月日	年	月	日	決算期 月
資本金	万円			
従業員数	人			
業種及び主な製造品目				
連絡担当者	職氏名			
	連絡先	電話		
		E-mail		

2 補助事業概要	
<p>※取組のテーマを簡潔に記載してください。(例:〇〇システムを活用した〇〇ラインにおける処理スピードと歩留まりの改善)</p>	
3 事業者の現状と課題	
<p>※現状の困りごとや解決したい課題について詳細かつ具体的(定量的)に記載ください。</p>	
4 補助金活用工程・部門の現状と課題	
<p>※現状の困りごとや解決したい課題について詳細かつ具体的(定量的)に記載ください。</p>	

5 具体的な取組内容

※ロボット・AI・IoT等の技術の活用又は専門家の診断や改善指導を想定している対象事業所(所在地が分かるように記入)、対象品目、対象ライン(構成・システム・設備・生産体制等)など事業の内容を具体的に記載してください。

6 取組により得られる効果

※生産性や付加価値の向上等、想定される効果を具体的(定量的)に記載してください。

7 取組内容に対する外部評価の有無及びその内容

※本事業の計画に当たり、支援機関や専門家から指導を受けている場合に記載してください。

(外部評価の有無)

有 ・ 無

(内容)

・評価を行った機関等の名称:

・内容:

8 経費内訳

(単位:万円)

経費区分	(A) 事業に要する経費 (税込み)	(B) 補助対象経費 (税抜き)	(C) 積算根拠	(D) 備考 (設備名、システム名 等)
専門家謝金				
委託料				
備品購入費				

注 行は適宜追加してください。

誓約書

補助金の交付の申請をするに当たって、次のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助金の交付を申請しようとする設備投資等について、国又は岩手県が実施するほかの補助金の交付決定を受けていません。
- 2 過去3年間に補助金の不正受給を行ったことはありません。
- 3 国税、県税及び市町村税に滞納はありません。
- 4 役員等（※1）は暴力団員（※2）でなく、暴力団（※3）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

※1 事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。

※2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※3 同条第2号に規定する暴力団をいう。

令和 年 月 日 (事業者名) (代表者職・氏名)

市町村長 様

事業者名
代表者職・氏名

事業実施状況報告書

年 月 日付け 号で交付決定の通知を受けた補助事業に係る 年度の事業実施状況について、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金（DX推進事業）事務取扱要領第17(1)の規定により下記のとおり報告します。

記

1 年度事業実施状況（決算期： 年 月 日～ 年 月 日）

- (1) 事業概要
- (2) 事業目的の達成状況・事業成果の概要

	事業実施年度	1年後	2年後	3年後
① 売上高				
② 営業利益				
③ 経常利益				
④ 人件費 注1				
⑤ 減価償却費				
⑥ 付加価値額 (②+④+⑤)				
⑦ 給与支給額				
⑧ 従業員数 ※算定対象が全従業員の場合は、全従業員数のみの記載で可	(全従業員) (対象部門)			
付加価値額伸び率 (%) 注2				
給与支給額伸び率 (%) 注2				
給与支給額の算定対象者 注3	全従業員 ・ 対象部門 (部門名称:)			
給与支給額の算定方法 注3	一人当たり支給額 ・ 支給総額			

(3) 経営指標の状況 (単位：万円、人)

(4) 今後の課題

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理状況

注1 付加価値額のうち人件費は以下を足したものとしてください。

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用

ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。

注2 付加価値額と給与支給額の両方又はいずれかが補助対象要件（p.2 参照）を満たす計画となるよう記載してください。

注3 給与支給額の算定対象者及び算定方法は、該当するものをそれぞれ囲んでください。